

2016(平成 28)年度

社会福祉法人光風会事業計画

## 2016(平成 28)年度社会福祉法人光風会事業計画

### I. 理事会の開催予定

- 5月29日(日) 前年度の事業報告及び決算報告  
定款及び各種規程の改正
- 10月30日(日) 上半期事業報告・財務状況報告  
評議員選定委員会の設置及び選定委員選任
- 3月19日(日) 次年度の事業計画及び当初予算  
第九期運営体制

### II. 評議員会の開催予定

- 5月29日(日) 前年度の事業報告及び決算報告  
定款及び各種規程の改正
- 10月30日(日) 上半期事業報告・財務状況報告  
評議員選定委員会の設置及び選定委員選任
- 3月19日(日) 次年度の事業計画及び当初予算  
第九期運営体制

### III. 監事による監査の実施予定

定款に定めるもののほか、その都度必要に応じて行う。

### IV. 法人の事務処理計画

1. 定款及び経理規程に従い事務処理を行う。
2. 毎月「月次決算会議」を開催し、予算執行状況を確認する。

### V. 運営・企画

1. 月間計画表のとおり、法人運営及び企画を検討する「事務局会議」を毎週開催する。

### VI. 広報・情宣

1. 定款に従い財務公告を行う。
2. 特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会と協働し、広報・情宣活動を行う。
  - ① 月間計画表のとおり、「広報情宣会議」を開催する。
  - ② パンフレットを更新し、賛助者募集活動を行う。
  - ③ 季刊誌「花信風」を年3回(6・10・2月)発行する。
  - ④ 広報誌「陽光」を年6回(5・7・9・11・1・3月)発行する。

- ⑤ ホームページを毎月更新する。
- ⑥ アニュアルレポートを発行する。
- ⑦ 近隣市町村の公的広報誌等を活用した情宣を行う。
- ⑧ その他

VII. 家族支援

家族を対象として、学習会を事務局担当で年2回企画・開催する。

VIII. 研究・研修

1. 特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会と協働し、研究活動を行う。
2. 「子育てガイドライン」に基づく啓発研修会を企画・開催する。

IX. 月間計画

表 1 月間会議計画

週	月	火	水	木	金
第1週		事務局会議 17:00～			
第2週		事務局会議 17:00～	月次決算会議 9:30～	広報情宣会議 19:00～	
第3週		事務局会議 17:00～			
第4週		事務局会議 17:00～		広報情宣会議 19:00～	

注) 会議構成メンバーは、組織図のとおり。

X. 年間計画 … 年間計画表 P17

XI. 光風会 15周年記念会を開催する。

表 2 年間会議及び広報情宣計画

月	日	理事会・評議員会等	広報情宣発行物
4月	1日	オールスタッフミーティング(ASM)	
5月	29日	評議員会・理事会	「陽光」発行
6月	30日		「花信風」発行
7月	31日		「陽光」発行
8月	31日		
9月	30日		「陽光」発行 「アニュアル」発行
10月	30日	評議員会・理事会	「花信風」発行
11月	30日		「陽光」発行
12月	31日		
1月	31日		「陽光」発行
2月	29日		「花信風」発行
3月	19日	評議員会・理事会	「陽光」発行

注1) 毎月、ギャラリーのチラシを発行する。

注2) 「花信風」は1回/4月、「陽光」は1回/2月に発行

XII. 各事業体事業計画

表 3 事業分類 (新会計基準に基づく分類)

事業区分	社会福祉事業										公益事業	収益事業						
拠点区分	生活支援センター「風(FOO)」 (水戸)					地域活動センター「光(KOO)」 (笠間)					—	—						
事業所名	総務本部	協働宿「空(COO)」	グループホーム「颯(SOO)」	生活支援センター「風(FOO)」							笠間焼工房「陽(yoo)」	泉町ギャラリー「窯(yoo)」	地域活動センター「光(KOO)」	子どもの問題研究所	精神福祉相談支援センター			
サービス区分	—	短期入所事業	共同生活援助事業	生活訓練事業	生活介護事業	一般相談支援事業 注①	特定相談支援事業 注②	委託精神保健事業 注③	委託障害者相談事業 注④	地域活動支援センター「I型」 (委託障害者相談事業)	就労継続支援事業B型	(就労継続サテライト)	生活訓練事業	生活介護事業	特定相談支援事業	地域活動支援センター「II型」	—	—
事業種別	—	自立支援給付			相談支援 地域生活支援					自立支援給付		相談支援	地域生活支援	—	—			
指定・委託関係	—	茨城県指定【0811600212】	茨城県指定【0821600327】	茨城県指定【0811600212】 《多機能型、従たる事業所》	茨城県指定【0830100210】	水戸市指定【0830100210】	3市委託(笠間・行方・桜川)	5市町委託 (水戸・笠間・茨城・城里・小美玉)	茨城県指定【0811600212】 《多機能型、主たる事業所》		笠間市(申請)		笠間市委託・水戸市補助	—	—			

注① 「一般相談」とは、精神科病院からの退院促進に係る「地域移行支援」及び「地域定着支援」を行う指定事業

注② 「特定相談」とは、障害福祉サービスをマネジメントする「計画相談」を行う指定事業

注③ 「委託精神保健」とは、市保健センターで実施している「心の健康相談」の受託事業

注④ 「委託障害者相談」とは、市町の障害者相談を「I型」として受託する事業。

## A. 社会福祉事業

### 2016(平成 28)年度 社会福祉事業実施の方針

(社福)光風会設立は 2001(平成 13)年。

その前年、厚生省(2001 年から厚生労働省)は、精神保健福祉法<sup>(注1)</sup>の一部を改正する法律の通知で、精神障害者地域生活支援センターを社会復帰施設に位置づけました。光風会は、生活支援センター「風(FOO)」としてこの「施設」を始めることから出発しました。

2002 年には、社会保障審議会障害者部会精神障害分会が「今後の精神保健医療福祉施策について」の報告書を出し、現在も継続課題である 1)精神障害者に対する正しい理解の促進 2)「受入れ条件が整えば退院可能」な約 7 万 2 千人の精神病院在院者の退院・社会復帰 3)当事者が主体的に選択できるよう地域内に多様なサービスの充実を図ること の 3 点を指摘しました。

その後、2003 年「心神喪失者等医療観察法<sup>(注2)</sup>」、2004 年「今後の障害保健福祉施策の改革試案(改革のグランドデザイン案)」が出され、精神保健対策本部(本部長:厚生労働大臣)は、今後 10 年間の枠組みとして「精神保健医療福祉の改革ビジョン<sup>(注3)</sup>」を示しました。2005 年には「介護保険法、障害者自立支援法、障害者雇用促進法」が閣議決定・国会上程されました。

このように、毎年精神障害者に係る様々な法成立、改正等々がなされ、2014 年には、「改正精神保健福祉法」と「障害者総合支援法<sup>(注4)</sup>」の施行により、精神科病院に医療保護入院者<sup>(注5)</sup>に対応する退院後生活環境相談員<sup>(注6)</sup>を配置するといった、精神障害者の地域移行・地域生活を推進する施策が掲げられました。

地域生活支援施策の具体的実施に当たっての課題は、障害福祉サービス<sup>(注7)</sup>をうける全障害者に対応する「計画相談<sup>(注8)</sup>」の実施を含めた、市町村における相談支援体制の構築です。その検討に当たっては、「協議会<sup>(注9)</sup>」の機能と役割が重視されます。

今年度は「改正障害者総合支援法」と、「国連」の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環としての「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されます。

また、2014 年に「規制改革実施計画」が閣議決定され、2015 年には「社会保障審議会福祉部会」報告書<sup>(注10)</sup>が出され、社会福祉法人に対して、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織と地域における公益的な取組を実施する責務が求められます。それが、2017 年 4 月 1 日に施行される社会福祉法等の一部を改正する法律です。

2016 年は光風会を設立して 15 周年。社会福祉法人の変革が求められる節目の年になります。

これらの動向を踏まえた「共に生きる」諸課題に対応できるよう、光風会は、特定非営利活動法人茨城県精神障害地域ケア研究会の研究・研修を基盤とした実践を組み立ててきました。

今年度は、社会福祉法人制度改革を展望し、光風会の公益事業、収益事業と連動するとともに、相談支援体制の構築を視野に入れ、次の点<sup>(注11)</sup>に重点を置いて活動を展開します。

- ① 短期入所事業(ショートステイ)においては、協働の幅を広げるために、二室<sup>(注12)</sup>の活用の仕方を点検すると共に、グループホームと連動した新たな事業展開を図ります。
- ② 共同生活援助事業(グループホーム)では、水戸地区においては自立生活援助事業<sup>(注13)</sup>を展望し、笠間地区における新事業展開を企画します。
- ③ 生活訓練事業では、従前の国際生活機能分類(ICF)に基づく「私のノート」を活用した個々に即した援助・支援を組み立てるとともに、精神科デイケア等<sup>(注14)</sup>との連携を強化し、新たなユーザーへ向けた情宣を図ります。
- ④ 生活介護事業では、ユーザーの「自立・自律」の課題を踏まえた具体的支援計画に基づき、「移動」やそれに伴う「不安」への対処といった、通所及び訪問による個別的支援を企画・実行します。
- ⑤ 一般相談支援事業<sup>(注15)</sup>では、精神科病院の退院後生活環境相談員等との協働を前提として、退院可能な入院者に関する情報を収集し、計画的な退院促進支援に対応できるよう、県市行政への働きかけます。
- ⑥ 特定相談支援事業<sup>(注16)</sup>では、光風会登録ユーザーの具体的な援助・支援を組み立てるとともに、新規希望者については、各市町村及び「協議会」と連携を取りつつ対応します。
- ⑦ 障害者相談事業<sup>(注17)</sup>及び委託精神保健事業では、相談内容を集約するとともに、「自立支援協議会」へ積極的に参加し、障害者の援助・支援に関する具体的な課題を市町村へ提言します。また、委託市町村に居住する精神障害者等を対象とした「こころの健康・福祉相談日」については、収益事業「精神福祉相談支援センター」と連動した情宣活動を展開します。
- ⑧ 地域活動支援センターにおいては、活動性を高めるためのユーザーの自主活動を重点的に支援し、個々の水準に即した参加性を高める活動を継続します。
- ⑨ 就労継続支援事業 B 型においては、笠間市基幹相談支援センター<sup>(注18)</sup>と及び笠間市地域自立支援協議会との連絡を密にし、特別支援学校や精神科病院等との連携強化<sup>(注19)</sup>を図ります。

#### 【社会福祉事業実施の方針の注記】

注 1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

注 2) 「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」

注 3) ビジョンの枠組みは次の 3 点で、「今後の精神保健医療福祉施策について」を受けたもの。

①国民の理解の変化 ②精神医療の改革 ③地域生活支援の強化

注 4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

注 5) 医療保護入院とは、精神障害者の医療・保護のため、精神保健指定医の診察に基づいて、本人の同意がなくても、家族等の同意で入院させる制度。

- 注 6) 退院後生活環境相談員は、入院時から退院を見据えた支援をする精神保健福祉士等で、退院後に利用する地域生活援助事業者(障害福祉サービス事業者・介護保険事業者)を紹介する。
- 注 7) 障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に定める個別給付の事業。光風会では、「就労継続支援事業 B 型」「生活訓練」「生活介護」「短期入所」「共同生活援助」が該当する。市町村からの委託事業である「地域活動支援センター」は除かれる。
- 注 8) 計画相談とは、特定相談事業で行う相談支援で、介護保険における高齢者のケアマネジメントに相当する。障害者が障害福祉サービスを利用する際に、その計画を立てる。
- 注 9) 「協議会」とは、地方公共団体が設置する関係機関や団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用の従事者等により構成される協議会。その名称は、地方公共団体が決める。以前は「自立支援協議会」という名称に決められていた。
- 注 10) 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフィッティング確立」として、社会福祉法人の財務諸表等の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置づけの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化が指摘された。
- 注 11) ①～⑨は、表 4 の「サービス区分」に記した番号に対応する。
- 注 12) 協働宿「空(COO)」は、ⅠとⅡの 2 ユニットある。
- 注 13) 自立生活支援事業は、2016 年に改正される「障害者総合支援法」における新しい障害福祉サービス。詳細は政省令にゆだねられるが、地域で生活する障害者に対する訪問等の事業。
- 注 14) 精神科デイケアについて、地域生活支援のあり方の課題として検討されている。
- 注 15) 精神科病院等からの退院を促進する事業で、「地域移行支援」と「地域定着支援」がある。
- 注 16) 注 8) 参照
- 注 17) 障害者相談事業とは、市町村が行う一般的な相談事業で、相談支援事業者へ委託することができる。地域活動支援センターⅠ型が受託している。
- 注 18) 基幹相談支援センターは、市町村が設置することのできる三障害(身体・知的・精神障害)に対応するセンターで、相談支援事業を取りまとめる役割を持つ。笠間市の場合は、「佐白の館」に置かれ、笠間市地域自立支援協議会の事務局を笠間市社会福祉課とともに担っている。
- 注 19) 笠間市地域自立支援協議会に、友部特別支援学校やこころの医療センターも参加している。



2016(平成 28)年度社会福祉事業計画

表 4 事業所基本事項

拠点区分	生活支援センター「風(FOO)」 (水戸)							地域活動センター「光(KOO)」 (笠間)					
事業所名	協働宿「空(COO)」	グループホーム「颯(SOO)」	生活支援センター「風(FOO)」					笠間焼工房「陽(yo)」	泉町ギャラリー「窯(YOO)」	地域活動センター「光(KOO)」			
サービス区分	①短期入所事業	②共同生活援助事業	③生活訓練事業	④生活介護事業	⑤一般相談支援事業	⑥特定相談支援事業	⑦委託精神保健事業	⑧地域活動支援センター「I型」 (委託障害者相談事業)	⑨就労継続支援事業B型 (就労継続サテライト)	③生活訓練事業	④生活介護事業	⑥特定相談支援事業【新規】	⑧地域活動支援センター「II型」
定員	4名	4名	6名	6名	—	—	20名	10名	6名	6名	—	15名	
職員定数	管理者1名 サービス管理責任者1名			管理者1名	施設長1名	管理者1名 サービス管理責任者1名			管理者1名	施設長1名			
	生活支援員1名	世話人1名	訪問支援員1名 生活支援員1名	精神保健福祉士1名 看護師1名	相談支援専門員1名	支援員2名	就業指導員1名 生活支援員1名 就労支援事業指導員1名	訪問支援員1名 生活支援員1名 看護師1名	精神保健福祉士1名	相談支援専門員1名	支援員1名		
所在地	水戸市見川一丁目1183番地の2	水戸市見和三丁目1455番地の1	水戸市渡里町2844番地の5					笠間市笠間1686番地の1	水戸市泉町三丁目2番11号	笠間市笠間1686番地の1			

表 5 営業日及び営業時間

事業所名	営業日	営業時間
笠間焼工房 「陽(yoo)」	月～金	9:00～17:00
泉町ギャラリー 「窯(YOO)」	火・水・木・土 月間計画により日曜日	上半期(4月～9月) 夏時間 10:00～18:00 下半期(10月～3月) 冬時間 10:00～17:00
地域活動センター 「光(KOO)」	月～金 月間計画により土・日曜日	10:00～18:00 但し、金曜日は 16:00 まで
生活支援センター 「風(FOO)」	月～土 月間計画により日曜日	10:00～18:00 但し、金曜日は 16:00、土曜日は 20:00 まで
協働宿 「空(COO)」	利用者との調整により別途作成	
グループホーム 「颯(SOO)」	無休	

注) 月間計画により日曜日を開設する。

表 6 笠間焼工房「陽(yoo)」就労継続支援事業 B 型 週間計画

曜日 時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
9:30～	ミーティング					休館日	休館日
9:45～	作業	作業	創作・制作	作業	作業		
10:30～	休憩						
10:50～	作業	作業	創作・制作	作業	作業		
12:00～	昼休み						
13:30～	創作・制作	創作・制作	作業	創作・制作	創作・制作		
14:30～	清掃、ミーティング						
15:00	終了						

表 7 泉町ギャラリー「窯(Y00)」週間計画

時間	営業時間	スタッフ X	火曜日・水曜日・木曜日		土曜日 (日曜日)
			スタッフ A スタッフ B	メンバーA 班 ユーザーB 班	メンバー ユーザー (自主通)
9:00					
10:00		移動・準備	移動・清掃	移動・清掃	移動・清掃
11:00			A	A	
12:00			(移動)	(移動)	
13:00			(移動)	(移動)	
14:00		休憩	B	B	
15:00			(移動)	(移動)	
16:00					
17:00					
18:00		整理			
19:00					

注) 開店曜日：原則 火・水・木・土

開店時間：上半期（4月～9月）10:00～18:00、下半期（10月～3月）10:00～17:00

開店日については、月間計画により、毎月掲示します。

表 8 地域活動センター「光(KOO)」及び生活支援センター「風(FOO)」週間計画

曜日 開館時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 18:00	10:00～ 16:00  17:00～ 現場会議	10:00～ 20:00  「風(FOO)」 のみ開設	休館日(月間計画により開設)
事業								
生活訓練	日常生活課題・社会性課題・対人関係課題等の生活課題について、個別支援計画に基づき実施する。							
生活介護	日常生活課題・社会生活課題等について、個別支援計画に基づき実施する。							
相談支援	開館時間対応							
地域活動支援センター	ユーザー企画	<b>【クラブ活動】</b> お針子さん(パッチワーク)、よそうやさん(競馬予想)、お茶クラブ(茶道)、風雀(麻雀)、デンゲルナ(散歩)、一寸其処迄(散歩)、映るんです(写真)、写楽(写真)及び新規クラブは、ユーザー主体の活動のため適宜実施する。 <b>【ミーティング】</b> ユーザーの提案により、検討実施する。						
	スタッフ企画	<b>【社会資源調査団】【はばたけ母ちゃんの会】</b> 月間計画による。 <b>【昼・夕食会】</b> 適宜実施する。 <b>【食事会】</b> 月間計画に基づき実施する。 <b>【入浴】</b> 「風(FOO)」のみ開館時間対応。毎月26日は「風呂の日」企画。 <b>【新企画】</b> 日曜開設を踏まえて、各スタッフが単発・連続企画を設定。(個別給付事業も含む)						
	理事長企画	文化活動への参加を適宜提示する。						
緊急電話相談	毎日24時間							

注) 土曜日は、「風(FOO)」のみ開設。「光(KOO)」は月間計画により土曜日開設。

表 9 月間計画

週	月	火	水	木	金	土
第1週			*ギャラリー企画会議(時間:適宜)		・事務日 *現場会議(17:00～)	
第2週					*こころの健康・福祉相談日 *現場会議(17:00～)	
第3週			*作陶会議(15:00～)		*スタッフミーティング(10:00～) *現場会議(16:00～)	
第4週					・環境整備の日 *現場会議(17:00～)	「光(KOO)」開設

注1) 月間活動計画は月毎に定める。

注2) 事務日及び環境整備の日は休館とする。

注3) 年間計画は、年間計画表のとおり。

注4) 会議構成メンバーは、組織図のとおり。

注5) こころの健康・福祉相談は電話予約制とする。

対象者は、①受託市町村に居住し、精神科に通院している方。

②企業の人事担当者

相談目的は、①精神医療保健福祉や計画相談、登録に関する事。

②社員・従業員のメンタルヘルスに関する事

表 10 事業実施内容

1. 就労継続支援事業 B 型	① 笠間焼製品の作成	a. オカリナ、鳩笛の製造 b. 食器、植木鉢の製造	
	② 笠間焼製品の販売	a. 上記①の製品の委託販売 b. 陶炎祭等への参加・販売	
	③ 創作・制作活動	a. 自由に陶芸を楽しみ、表現する b. 作陶研修、陶芸展鑑賞	
	④ 社会・生活活動	a. 実習生依頼への対応 b. 陶芸教室の開催	
	⑤ サテライト活動 (泉町ギャラリー)	a. 製品販売、委託販売 b. 常設展示、企画展の開催	
2. 生活訓練事業	① 通所訓練	A. 自己対象化活動	a. ICF に基づく「私のノート」等を用いたミーティング b. カミングアウト(自己受容に基づく自己表出)への支援
		B. 日常生活訓練	a. 自立を図るための、食事会、入浴、金銭管理ミーティング等による日常生活訓練 b. 活動ミーティングを通じた計画性獲得の訓練
		C. 対人関係支援	a. 自分の話をする、他人の話を聞く b. コミュニケーション課題における自己表現の支援
		D. 社会性支援	a. 地域生活のルール等に関する学習会 b. 社会資源の学習会 (Study Of Life)
	② 訪問訓練	a. 自宅での生活(暮らし)をつくる支援 b. 交通機関、金融機関、役所等の活用支援 c. 対人不安等へ対処するための外出訓練	
3. 生活介護事業	① 日常生活援助	a. 買い物等の外出援助、交通機関等の利用援助 b. 食事、健康管理等の援助 c. 「後始末」に関する援助	
	② 作陶等の創作活動援助		
	③ その他、個別支援計画に基づく社会生活上必要な援助		
4. 短期入所事業	① 食事課題への対応 ② 入浴援助・支援 ③ 生活訓練 ④ 生活相談 ⑤ 健康管理		
5. 共同生活援助事業	① 調理、洗濯及び掃除等の家事への支援 ② 相談及び助言 ③ 余暇活動の支援 ④ 健康管理・金銭管理の援助		
6. 地域活動支援センター経営事業	① 当事者活動	a. クラブ活動(ユーザー3名以上の申請による) b. 各種ミーティング等	
		② 社会活動	a. カミングアウト活動 b. 社会資源調査団等
	③ 文化活動	a. 日本伝統文化に即した年中行事 b. 飲茶会等	
		④ 生活活動	a. 昼食会・夕食会・食事会(スタッフ企画) b. 入浴等
	⑤ 訪問支援	a. 介入訪問 b. 要請訪問	
		⑥ 地域交流啓発事業(餅つき交流会等)	
7. 相談支援事業	特定	① 計画相談支援(サービス利用計画の作成)	
	一般	② 地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援) ③ 委託障害者相談事業 注) ④ 受託精神保健事業	
8. 緊急電話相談事業	① 24 時間 365 日対応緊急電話相談		
9. その他	① 地域自立支援協議会への参画等、他機関との連携		
	② 実習生依頼への対応		
	③ その他の行政からの委託事業		

注) 「こころの健康・福祉相談」は、委託障害者相談事業として展開する。

表 11 社会福祉事業職員一覧

事業・業務 所属・氏名		業務別職名				
		就労継続支援	生活訓練、 共同生活援助	生活介護、 短期入所	指定相談支援	地域活動 支援センター
「陽(yoo)」	菅原 淳一	工房長・ 職業指導員	—	—	—	—
	筒井 まり子	ギャラリー店長・ 就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	鷺野谷まち子	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	栗原 徹	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
	栗林 礼子	就労支援 事業指導員	—	—	—	—
「光(KOO)」 「風(FOO)」 「空(KOO)」 「颯(SOO)」	宇梶 孝		精神保健福祉士	精神保健福祉士		生活支援員
	高橋 寿子	—	精神保健福祉士	精神保健福祉士	—	生活支援員
	野中 美保	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	松田 真紀子	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	高松 由加	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	平山 勝代	—	—	看護師	—	—
	鈴木 美智子	—	—	—	—	パッチワーク 講師
	松本 えり子	—	—	—	—	調理講師
	川崎 一平	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	相談支援専門員	生活支援員
	国府田まゆみ	生活支援員	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	—	生活支援員
	川島 麻子	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	相談支援専門員	生活支援員
	檜山 郁	生活支援員	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	相談支援専門員	生活支援員
	鈴木 宗夫	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	管理者(笠間) 相談支援専門員	「光(KOO)」 施設長
本部	杉山 真理子	—	生活支援員	生活支援員	—	生活支援員
	松本 直行	—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士	管理者(水戸)	「風(FOO)」 施設長
	斎藤 悟	サービス管理責任者			相談支援専門員	—
		—	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士		
	高島 真澄	管理者			—	—
		生活支援員	精神保健福祉士 訪問支援員	精神保健福祉士		
吉田 紘子	副理事長				茶道講師	
吉田 昭久	理事長					

注1) 「陽(yoo)」の就労支援事業指導員は、全員陶芸家である。

注2) 上記の他、スタッフ1名(看護師)を採用する。

## B. 公益事業

### 2016(平成 28)年度 子どもの問題研究所事業計画

#### 1 事業目的

##### 1) 相談員派遣事業

現代の多くの母親は、核家族化、少子化の時代状況の中で育ち、幼い頃から具体的な子育てに触れる体験や機会がないまま成長しています。しかも人間関係がほとんど解体した地域社会の環境の中で子育てをせざるを得ません。それによって子育て不安や孤立感を抱く母親が増加し、深刻化する児童虐待の心理的背景になっています。そのような課題を抱える母親への子育て支援は不可欠です。そこで市町村等が実施する乳幼児健康診査に相談員を派遣し、母子の抱える問題への早期対応、個別の育児相談を実施します。

乳幼児健康診査を経て発達障害等が発見されると、療育の専門機関での対応が必要となります。そこで、発達障害児の療育及び保護者研修に対応します。

##### 2) 学校教育相談・生徒指導支援活動

学校教育現場で生起する「いじめ」、不登校、学級崩壊等の現象は一向に減少しない現在の課題です。児童・生徒指導に直接かかわる教師への働きかけとともに、特別支援教育への対応を強化するために、スクールカウンセラーの派遣、学校教育相談・生徒指導支援活動を実施します。

##### 3) 研究活動

2015年度、「茨精研 ICCAM」と協働で作成してきた「子育て・子育て援助・支援ガイドライン」(以下「ガイドライン」)が完成しました。「子ども研」がかねてから提言している「親がなくとも子は育つ」社会の創設のためには、子育てに関わる専門家が、現在の「子育て」がどのような環境にあり、それが「子育て」にどのような影響を与えるのか共通認識を持つことが不可欠です。「ガイドライン」はこの課題を専門家間で共有するために作成しました。

2016年度は「ガイドライン」を活用した研修会等を実施し、子どもが地域の中で主体的に育つ社会の実現を目指します。

#### 2 「研究所」の運営

##### 1) 所在地

戸田市見川1丁目1183番地の2 メゾン・ド・リヴィエール B102

##### 2) 「研究所」開設日

原則として、毎週水曜日及び土曜日午後

ただし、留守電及びFAXによる対応は随時行う

### 3)職員

職名	氏名	所属・資格等
所長	吉田 昭久	光風会理事長・茨城大学名誉教授・臨床心理学
主幹相談員	高橋 寿子	精神保健福祉士・レクリエーションコーディネーター 市町村乳幼児健康診断等対応担当
客員相談員	高松 由加	常磐大学学生相談室相談員
客員相談員	高橋 活夫	茨城県筑西児童相談所長 放送大学学術修士、社会福祉士
客員研究員	丸山 広人	茨城大学教育学部准教授(教育心理学、臨床心理学) 臨床心理士、茨城県教育委員会スクールカウンセラー
客員研究員	加倉井 正	那珂市教育支援センター長



## C. 収益事業

### 2016(平成 28)年度 精神福祉相談支援センター事業計画

#### 1. 事業目的

企業・団体との契約により、従業員及びその家族のメンタルヘルスに対応する電話相談及び面接相談を実施します。また、必要に応じて契約企業・団体に相談結果をフィードバックすることにより、当該企業・団体の人事管理、職場環境改善に寄与します。

2015(平成 27)年 12 月から、働く人の心理的な負担を調べる「ストレスチェック」が従業員 50 人以上の企業で義務づけられました。メンタルヘルスへの対策が目的です。それを踏まえ、従業員のメンタルヘルスに関する各種研修会の実施を職員研修会の中に組み入れるよう人事課等に働きかけます。研修実施に際しては、研修企画を立案し、講師を派遣します。

以上の事業の企画・設営を通して、契約企業・団体のみならず、茨城県における「精神福祉」の充実を図ることを目的とします。

#### 2. 相談支援センターの運営

所在地：水戸市見川 1 丁目 1183 番地の 2

メゾン・ド・リヴィエール B102

電話：029-224-8932

開設曜日・時間：土曜日 13:00～17:00 (年間計画による)

水曜日 15:00～18:00

#### 3. 事業計画

##### (ア) 臨床心理・精神福祉相談の実施

契約企業等の従業員及びその家族からの電話相談を受けるとともに、予約制による面接相談を行います。

##### (イ) 各種研修会の開催

契約企業等の従業員に対するメンタルヘルスに関する研修会へ講師を派遣します。

研修内容は、企業・団体等と協働で企画・設営します。

##### (ウ) 企業・団体人事課との連携

ストレスチェックとの関連で、「相談に至らないケース」等について契約企業等の人事課と連携して対応します。

##### (エ) 新規契約企業の開拓

社会福祉事業における「こころの健康・福祉相談」と連携し、新たな契約企業を開拓します。

#### 4. 職員

職名	氏名	所属・資格等
相談センター長	吉田 昭久	光風会理事長・茨城大学名誉教授・臨床心理学
主幹相談員	松本 直行	臨床心理・精神保健福祉士
臨床心理相談員	高島 真澄	臨床心理・精神保健福祉士
相談員	檜山 郁	精神保健福祉士
相談員	川崎 一平	精神保健福祉士
相談員	川島 麻子	精神保健福祉士